

山形地方最低賃金審議会

【第6回】

期 日 令和5年3月17日（金）

場 所 山形労働局大会議室

山 形 労 働 局

令和4年度 山形地方最低賃金審議会（第6回）議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 令和5年度 特定（産業別）最低賃金に係る意向表明について

(2) 令和5年度 山形地方最低賃金審議会開催日程（案）について

(3) その他

3 閉 会

資 料 目 次

- 1 審議会開催状況及び改正状況関係
 - 1-1 令和4年度 山形地方最低賃金審議会開催状況
 - 1-2 令和4年度 最低賃金改正決定状況（山形労働局）
 - 1-3 令和4年度 全国の地域別最低賃金答申状況（①全国、②金額順）
 - 1-4 令和4年度 特定（産業別）最低賃金審議結果（全国）
 - 1-5 令和4年度 特定（産業別）最低賃金の審議・決定状況【全国全産業】

- 2 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施状況（山形労働局）

- 3 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明（写）
 - 3-1 「山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金」の金額改正に関わる意向表明（写）
 - 3-2 「山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の金額改正に関わる意向表明（写）
 - 3-3 「山形県自動車・同附属品製造業最低賃金」の金額改正に関わる意向表明（写）
 - 3-4 「山形県自動車整備業最低賃金」の金額改正に関わる意向表明（写）

- 4 特定（産業別）最低賃金適用事業所数及び適用労働者数（R4.12.1現在）

- 5 令和5年度 山形地方最低賃金審議会日程関係
 - 5-1 令和5年度 山形地方最低賃金審議会日程（素案）
 - 5-2 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
（①地域別最低賃金の場合 ②特定（産業別）最低賃金の場合）

令和4年度 山形地方最低賃金審議会開催状況

回数	本 審		地域最賃専門部会		特 定 最 賃 専 門 部 会							
					ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業		電子部品・デバイス・電子回路等製造業		自動車・同附属品製造業		自動車整備業	
	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項
1	6/28	運営規程確認 地域最賃改正諮問 審議日程協議 地賃専門部会設置	7/25	部会長選出 運営規程確認 審議日程協議 改正金額審議	9/27	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果報告 審議日程協議	9/27	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果報告 審議日程協議	9/27	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果報告 審議日程協議	9/27	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果報告 審議日程協議
2	7/29	参考人意見聴取 最賃基礎調査結果説明	8/1	改正金額審議	10/6	改正金額審議	10/6	改正金額審議	9/28	改正金額審議	10/5	改正金額審議
3	8/10	地域最賃部会報告 地域最賃改正答申 特賃必要性有無諮問 特賃必要性有無審議	8/3	改正金額審議 目安伝達	10/18	改正金額審議	10/12	改正金額審議	10/12	改正金額審議	10/17	改正金額審議
4	8/26	地域最賃異議諮問 地域最賃異議審議 地域最賃異議答申 特賃必要性有無答申 特賃金額改正諮問 特賃専門部会設置	8/5	改正金額審議	10/20	改正金額審議 (部会結審)	10/19	改正金額審議 (部会結審)	10/17	改正金額審議 (部会結審)	10/21	改正金額審議 (部会結審)
5	10/26	特賃改正部会報告 特賃金額改正答申	8/8	改正金額審議								
6	3/17	特賃申出意向表明 次年度審議会日程 特賃適用事業所・労働者数報告	8/9	改正金額審議 (部会結審)								

令和4年度 最低賃金改正決定状況

山形労働局

件名	必要性 諮問月日	金額改正 諮問月日	専門部会 結審日	専門部会 採決状況	専門部会 開催回数	本 審 結審日	本 審 採決状況	改正前 時間額	改 正 時間額	引上げ額	引上げ率	効力発生日	適 用 労働者数	適 用 使用者数
山形県最低賃金	---	6月28日	8月9日	●	6回	8月10日	●	822	854	+32	3.90%	法 10月6日	411,800	37,509
ポンプ・圧縮機器、一般 産業用機械・装置等製造業	8月10日	8月26日	10月20日	○	4回	10月26日	○	888	919	+31	3.49%	法 12月25日	2,410	70
電子部品・デバイス・電 子回路等製造業	8月10日	8月26日	10月19日	○	4回	10月26日	○	872	903	+31	3.56%	法 12月25日	16,850	329
自動車・同附属品製造業	8月10日	8月26日	10月17日	○	4回	10月26日	○	888	919	+31	3.49%	法 12月25日	4,890	107
自動車整備業	8月10日	8月26日	10月21日	○	4回	10月26日	○	892	923	+31	3.48%	法 12月25日	3,170	1,029

【注】採決状況 ○：全会一致 ●：使用者側反対
 特定最賃の専門部会開催回数には、合同部会を含む。

(※) 効力発生日の「法」は、法定発効日。「指」は指定発効日。
 (※) 適用労働者数及び適用使用者数：「令和4年度 最低賃金決定要覧」より

令和4年度 全国の地域別最低賃金答申状況

ランク	都道府県名	答申金額	前年度決定額	引上額	目安比較	結審状況	発効年月日
C	北海道	920円	889円	31円	+1	●	令和4年10月2日
D	青森	853円	822円	31円	+1	●	令和4年10月5日
D	岩手	854円	821円	33円	+3	●	令和4年10月20日
C	宮城	883円	853円	30円		○	令和4年10月1日
D	秋田	853円	822円	31円	+1	●	令和4年10月1日
D	山形	854円	822円	32円	+2	●	令和4年10月6日
D	福島	858円	828円	30円		○	令和4年10月6日
B	茨城	911円	879円	32円	+1	●	令和4年10月1日
B	栃木	913円	882円	31円		▲	令和4年10月1日
C	群馬	895円	865円	30円		○	令和4年10月8日
A	埼玉	987円	956円	31円		○	令和4年10月1日
A	千葉	984円	953円	31円		●	令和4年10月1日
A	東京	1072円	1041円	31円		◐	令和4年10月1日
A	神奈川	1071円	1040円	31円		●	令和4年10月1日
C	新潟	890円	859円	31円	+1	●	令和4年10月1日
B	富山	908円	877円	31円		●	令和4年10月1日
C	石川	891円	861円	30円		○	令和4年10月8日
C	福井	888円	858円	30円		◐	令和4年10月2日
B	山梨	897円	866円	31円	+1	●	令和4年10月20日
B	長野	908円	877円	31円		●	令和4年10月1日
C	岐阜	910円	880円	30円		▲◐	令和4年10月1日
B	静岡	944円	913円	31円		●	令和4年10月5日
A	愛知	986円	955円	31円		○	令和4年10月1日
B	三重	933円	902円	31円		●	令和4年10月1日
B	滋賀	927円	896円	31円		●	令和4年10月6日
B	京都	968円	937円	31円		●	令和4年10月9日
A	大阪	1023円	992円	31円		○	令和4年10月1日
B	兵庫	960円	928円	32円	+1	○	令和4年10月1日
C	奈良	896円	866円	30円		●	令和4年10月1日
C	和歌山	889円	859円	30円		●	令和4年10月1日
D	鳥取	854円	821円	33円	+3	●	令和4年10月6日
D	島根	857円	824円	33円	+3	●	令和4年10月5日
C	岡山	892円	862円	30円		●	令和4年10月1日
B	広島	930円	899円	31円		●	令和4年10月1日
C	山口	888円	857円	31円	+1	●	令和4年10月13日
C	徳島	855円	824円	31円	+1	○	令和4年10月6日
C	香川	878円	848円	30円		▲	令和4年10月1日
D	愛媛	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月5日
D	高知	853円	820円	33円	+3	●	令和4年10月9日
C	福岡	900円	870円	30円		●	令和4年10月8日
D	佐賀	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月2日
D	長崎	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月8日
D	熊本	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月1日
D	大分	854円	822円	32円	+2	●	令和4年10月5日
D	宮崎	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月6日
D	鹿児島	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月6日
D	沖縄	853円	820円	33円	+3	●	令和4年10月6日
全国加重平均額		961円	930円	31円	-	-	-

(注1) 採決状況欄 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ◐:使用者側一部反対 ▲:労働者側反対 ▲:労働者側一部反対 ■:使用者側一部退席 ▼:労働者側一部退席

令和4年度 全国の地域別最低賃金答申状況（金額順）

順位	ランク	都道府県名	答申金額	前年度決定額	引上額	目安比較	結審状況	発効年月日
1	A	東京	1072円	1041円	31円		●	令和4年10月1日
2	A	神奈川	1071円	1040円	31円		●	令和4年10月1日
3	A	大阪	1023円	992円	31円		○	令和4年10月1日
4	A	埼玉	987円	956円	31円		○	令和4年10月1日
5	A	愛知	986円	955円	31円		○	令和4年10月1日
6	A	千葉	984円	953円	31円		●	令和4年10月1日
7	B	京都	968円	937円	31円		●	令和4年10月9日
8	B	兵庫	960円	928円	32円	+1	○	令和4年10月1日
9	B	静岡	944円	913円	31円		●	令和4年10月5日
10	B	三重	933円	902円	31円		●	令和4年10月1日
11	B	広島	930円	899円	31円		●	令和4年10月1日
12	B	滋賀	927円	896円	31円		●	令和4年10月6日
13	C	北海道	920円	889円	31円	+1	●	令和4年10月2日
14	B	栃木	913円	882円	31円		▲	令和4年10月1日
15	B	茨城	911円	879円	32円	+1	●	令和4年10月1日
16	C	岐阜	910円	880円	30円		▲●	令和4年10月1日
17	B	富山	908円	877円	31円		●	令和4年10月1日
17	B	長野	908円	877円	31円		●	令和4年10月1日
19	C	福岡	900円	870円	30円		●	令和4年10月8日
20	B	山梨	898円	866円	32円	+1	●	令和4年10月20日
21	C	奈良	896円	866円	30円		●	令和4年10月1日
22	C	群馬	895円	865円	30円		○	令和4年10月8日
23	C	岡山	892円	862円	30円		●	令和4年10月1日
24	C	石川	891円	861円	30円		○	令和4年10月8日
25	C	新潟	890円	859円	31円	+1	●	令和4年10月1日
26	C	和歌山	889円	859円	30円		●	令和4年10月1日
27	C	福井	888円	858円	30円		●	令和4年10月2日
27	C	山口	888円	857円	31円	+1	●	令和4年10月13日
29	C	宮城	883円	853円	30円		○	令和4年10月1日
30	C	香川	878円	848円	30円		▲	令和4年10月1日
31	D	福島	858円	828円	30円		○	令和4年10月6日
32	D	島根	857円	824円	33円	+3	●	令和4年10月5日
33	C	徳島	855円	824円	31円	+1	○	令和4年10月6日
34	D	岩手	854円	821円	33円	+3	●	令和4年10月20日
34	D	山形	854円	822円	32円	+2	●	令和4年10月6日
34	D	鳥取	854円	821円	33円	+3	●	令和4年10月6日
34	D	大分	854円	822円	32円	+2	●	令和4年10月5日
38	D	青森	853円	822円	31円	+1	●	令和4年10月5日
38	D	秋田	853円	822円	31円	+1	●	令和4年10月1日
38	D	愛媛	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月5日
38	D	高知	853円	820円	33円	+3	●	令和4年10月9日
38	D	佐賀	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月2日
38	D	長崎	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月8日
38	D	熊本	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月1日
38	D	宮崎	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月6日
38	D	鹿児島	853円	821円	32円	+2	●	令和4年10月6日
38	D	沖縄	853円	820円	33円	+3	●	令和4年10月6日
		全国加重平均額	961円	930円	31円		-	-

(注2) 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性あり。

(注1) 採決状況欄 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ●:使用者側一部反対 ▲:労働者側反対 ▲:労働者側一部反対 ■:使用者側一部退席 ▼:労働者側一部退席

令和4年度 特定(産業別)最低賃金審議結果(全国)

1 意向表明・必要性答申状況

	件数	備考
業種(全国)	238	既存226件、新設12件
内、意向表明	215	改正203件、新設12件
内、必要性有答申	140	※新設12件の内で必要性有答申0件

2 審議状況(必要性有答申の140業種)

部会採決状況	件数	割合	備考
○ (全会一致)	126	90.00%	
● (使側反対)	4	2.86%	
◐ (使側一部反対)	1	0.71%	
▲ (労側反対)	8	5.71%	
△ (労側一部反対)	1	0.71%	
■ (使側全員退席)	0	0.00%	
その他	0	0.00%	
計	140	100.0%	

3 引上げ額の特性値(必要性有答申の140業種)

最 小	5円	兵庫(塗料)
第1・4分位数	25円	
中位数	29円	
第3・4分位数	31円	
最 大	59円	熊本(百貨店)
平均値(単純平均)	28円	

4 地賃額比の特性値(必要性有答申の140業種)

最 小	100.1%	兵庫(電気機械)、愛媛(各種商品小売)、佐賀(陶磁器)
第1・4分位数	103.3%	
中位数	105.8%	
第3・4分位数	108.8%	
最 大	118.3%	大分(鉄鋼)
平均値(単純平均)	106.3%	

(参考)山形県特定最賃の地賃額比

一般機械	107.6%	(919円/854円)
電気機械	105.7%	(903円/854円)
自動車・部品	107.6%	(919円/854円)
自動車整備	108.1%	(923円/854円)

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	必要性有・無	部会採決状況	6条5項適用	本審採決状況	効力発生日
				時間額	時間額	時間額							
北海道	920	1	食品	922	954	+32	改正	公正	有	○	有	-	12/1
		2	鉄鋼	979	1,000	+21	改正	協約	有	○	有	-	12/1
		3	電気機械	924	955	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/1
		4	船舶製造	917	948	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/2
青森	853	5	鉄鋼	929	958	+29	改正	協約	有	○	無	○	12/21
		6	電気機械	859	888	+29	改正	公正	有	○	無	○	12/21
		7	各種商品小売	852	882	+30	改正	公正	有	▲	無	▲	2/19
		8	自動車小売	890	919	+29	改正	公正	有	○	無	○	12/21
岩手	854	9	鉄鋼・金属製品	878	908	+30	改正	協約	有	▲	無	▲	12/31
		10	光学機械器具	856	886	+30	改正	公正	有	▲	無	▲	12/31
		11	電気機械	847	877	+30	改正	公正	有	●	無	●	12/31
		12	百貨店	800	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		13	各種商品小売	767	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		14	自動車小売	879	903	+24	改正	公正	有	○	無	○	1/1
宮城	883	15	鉄鋼	953	983	+30	改正	協約	有	○	有	-	12/15
		16	電気機械	890	919	+29	改正	公正	有	○	有	-	12/15
		17	自動車小売	918	946	+28	改正	公正	有	○	有	-	12/15
秋田	853	18	非鉄金属	910	933	+23	改正	協約	有	○	有	-	12/25
		19	電気機械	861	891	+30	改正	協約	有	○	有	-	12/25
		20	輸送機械	907	938	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/25
		21	自動車小売	869	897	+28	改正	協約	有	○	有	-	12/25
山形	854	22	一般機械	888	919	+31	改正	公正	有	○	無	○	12/25
		23	電気機械	872	903	+31	改正	公正	有	○	無	○	12/25
		24	輸送機械	888	919	+31	改正	公正	有	○	無	○	12/25
		25	自動車整備	892	923	+31	改正	公正	有	○	無	○	12/25
福島	858	26	非鉄金属	886	912	+26	改正	協約	有	○	有	-	1/1
		27	精密機械	889	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		28	電気機械	856	880	+24	改正	公正	有	○	有	-	12/30
		29	輸送機械	890	916	+26	改正	協約	有	○	有	-	12/24
		30	自動車小売	894	922	+28	改正	協約	有	○	有	-	12/18
茨城	911	31	鉄鋼	975	1,004	+29	改正	協約	有	○	有	-	12/31
		32	一般機械	935	964	+29	改正	協約	有	○	有	-	12/31
		33	電気・精密機械	932	961	+29	改正	協約	有	○	有	-	12/31
		34	各種商品小売	881	-	-	無	-	-	-	-	-	-
栃木	913	35	塗料	992	1,023	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/31
		36	一般機械	939	970	+31	改正	公正	有	○	有	-	12/31
		37	精密機械	940	971	+31	改正	公正	有	○	有	-	12/31
		38	電気機械	940	971	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/31
		39	輸送機械	947	978	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/31
		40	各種商品小売	874	-	-	無	-	-	-	-	-	-
群馬	895	41	鉄鋼	946	976	+30	改正	協約	有	○	有	-	12/29
		42	一般機械	935	965	+30	改正	公正	有	○	有	-	12/29
		43	電気機械	935	965	+30	改正	公正	有	○	有	-	12/29
		44	輸送機械	935	965	+30	改正	公正	有	○	有	-	12/29
埼玉	987	45	非鉄金属	974	1,006	+32	改正	協約	有	○	無	○	12/1
		46	電気機械	981	1,013	+32	改正	協約	有	○	無	○	12/1
		47	輸送機械	990	1,013	+23	改正	協約	有	○	無	○	12/1
		48	光学機械器具	990	1,022	+32	改正	協約	有	○	無	○	12/1
		49	各種商品小売	849	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		50	自動車小売	988	1,018	+30	改正	公正	有	○	無	○	12/1
千葉	984	51	食品	889	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		52	鉄鋼	1,023	1,054	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/25
		53	一般機械	922	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		54	精密機械	887	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		55	電気機械	981	1,013	+32	改正	協約	有	○	有	-	12/25
		56	各種商品小売	848	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		57	自動車(新車)小売	922	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		新設	千葉県百貨店・総合スーパー	新設	-	-	無	-	-	-	-	-	-
新設	千葉県各種食料品小売業	新設	-	-	無	-	-	-	-	-	-		
東京	1072	58	鉄鋼	871	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		59	一般機械	832	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		60	電気機械①	829	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		61	輸送機械	838	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		新設	東京都一般貨物自動車運送業	新設	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		新設	東京都一般貨物自動車運送業	新設	-	-	無	-	-	-	-	-	-
神奈川	1,071	62	塗料	894	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		63	鉄鋼	874	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		64	電線・ケーブル①	821	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		65	一般機械①	857	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		66	電気機械①	890	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		67	自動車製造①	855	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		68	自動車小売②	842	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		新設	電線・ケーブル製造業	新設	-	-	新設	協約	無	-	-	-	-
		新設	ボイラ・原動機、一般産業用機械	新設	-	-	新設	公正	無	-	-	-	-
		新設	電子部品・デバイス	新設	-	-	新設	協約	無	-	-	-	-
		新設	自動車・同附属品製造業	新設	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		新設	自動車(新車)小売業	新設	-	-	新設	協約	無	-	-	-	-
新潟	890	69	電気機械	936	965	+29	改正	協約	有	○	有	-	12/28
		70	各種商品小売	842	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		71	自動車(新車)小売	936	961	+25	改正	協約	有	○	有	-	12/29

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	必要性有・無	部会採決状況	6条5項適用	本審採決状況	効力発生日
				時間額	時間額	時間額							
富山	908	72	非鉄金属・金属製品	781	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		73	一般機械・輸送機械	934	960	+26	改正	協約	有	○	有	-	12/25
		74	電気機械	879	910	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/22
		75	百貨店	890	915	+25	改正	協約	有	○	有	-	12/28
		76	自動車小売	769	-	-	無	-	-	-	-	-	-
石川	891	77	繊維	782	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		78	金属製品	763	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		79	金属製品、一般機械、電気機器	946	971	+25	改正	公正	有	○	有	-	12/31
		80	電気機械	896	923	+27	改正	協約	有	○	有	-	12/31
		81	輸送機械	946	971	+25	改正	協約	有	○	有	-	12/31
		82	百貨店	890	915	+25	改正	協約	有	○	有	-	12/31
福井	888	83	繊維	830	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		84	一般機械	874	915	+41	改正	協約	有	●	無	●	12/24
		85	電気機械	857	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		87	百貨店	840	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
山梨	898	88	電気機械	934	959	+25	改正	公正	有	●	無	●	12/30
		89	輸送機械	938	961	+23	改正	協約	有	○	有	-	12/25
長野	908	90	印刷製版	850	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		91	一般機械・輸送機械	927	956	+29	改正	公正	有	○	有	-	12/16
		92	精密機械・電気機械	916	945	+29	改正	公正	有	○	有	-	12/14
		93	各種商品小売	879	910	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/31
岐阜	910	94	電気機械	907	929	+22	改正	協約	有	○	有	-	12/21
		95	輸送機械(自)	951	972	+21	改正	協約	有	○	有	-	12/21
		96	輸送機械(航)	971	991	+20	改正	協約	有	○	有	-	12/21
静岡	944	97	製紙	786	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		98	ゴム	915	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		99	鉄鋼、非鉄金属	954	979	+25	改正	公正	有	○	有	-	12/21
		100	一般機械・輸送機械	970	995	+25	改正	協約	有	●	無	●	12/21
		101	電気機械	939	964	+25	改正	協約	有	○	有	-	12/21
		102	各種商品小売	886	-	-	無	-	-	-	-	-	-
愛知	986	103	繊維	732	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		104	鉄鋼	996	1,018	+22	改正	協約	有	▲	無	▲	12/16
		105	一般機械	968	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		106	精密機械	875	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		107	電気機械	901	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		108	輸送機械	976	997	+21	改正	協約	有	▲	無	▲	12/16
		109	各種商品小売	847	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		110	自動車(新車)小売①	800	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		111	自動車(新車)小売②	943	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		新設	百貨店・総合スーパー	新設	-	-	無	-	-	-	-	-	-
三重	933	112	窯業	923	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		113	鉄鋼	739	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		114	電線・ケーブル	942	970	+28	改正	協約	有	●	無	●	12/21
		115	金属製品	843	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		116	一般機械	762	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		117	電気機械	927	952	+25	改正	協約	有	▲	無	▲	12/21
		118	輸送機械	962	987	+25	改正	協約	有	○	無	○	12/21
滋賀	927	119	繊維	789	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		120	窯業	942	967	+25	改正	公正	有	○	無	○	12/31
		121	一般機械	953	978	+25	改正	公正	有	○	無	○	12/31
		122	精密機械・電気機械	939	965	+26	改正	協約	有	○	無	○	12/31
		123	輸送機械	957	981	+24	改正	公正	有	○	無	○	12/31
		124	各種商品小売	840	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
京都	968	125	金属製品	933	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		126	一般機械	822	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		127	電気機械	957	986	+29	改正	協約	有	○	無	○	1/27
		128	輸送機械	968	993	+25	改正	協約	有	○	無	○	1/27
		129	各種商品小売	938	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		130	自動車(新車)小売	939	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
大阪	1023	131	塗料	1,000	1,031	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/1
		132	鉄鋼	996	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		133	非鉄金属	993	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		134	一般機械・輸送機械	997	1,028	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/1
		135	電気機械	994	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		136	輸送機械(自)	998	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		137	自動車小売	993	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		138	繊維	800	-	-	無	-	-	-	-	-	-
兵庫	960	139	塗料	995	1,000	+5	改正	協約	有	○	有	-	12/1
		140	鉄鋼	992	1,024	+32	改正	協約	有	○	有	-	12/1
		141	一般機械	960	993	+33	改正	協約	有	○	有	-	12/1
		142	精密機械	931	963	+32	改正	協約	有	○	有	-	12/1
		143	電気機械	930	961	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/1
		144	輸送機械	1,002	1,034	+32	改正	協約	有	○	有	-	12/1
		145	各種商品小売	797	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		146	自動車小売	930	963	+33	改正	協約	有	○	有	-	12/1
		147	一般機械	905	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
奈良	896	148	電気機械	891	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		149	自動車小売	892	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		150	木材	816	-	-	無	-	-	-	-	-	-

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	必要性有・無	部会採決状況	6条5項適用	本審採決状況	効力発生日
				時間額	時間額	時間額							
和歌山	889	151	鉄鋼	977	1,008	+31	改正	協約	有	○	有	-	12/30
		152	百貨店	869	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		新設	百貨店, 総合スーパー、各種食品小売	新設	-	-	新設	公正	無	-	-	-	-
鳥取	854	153	電気機械	825	859	+34	改正	協約	有	○	有	-	12/17
		154	各種商品小売	718	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
島根	857	155	鉄鋼	954	987	+33	改正	公正	有	○	有	-	11/30
		156	一般機械	930	963	+33	改正	公正	有	○	有	-	12/22
		157	電気機械	853	882	+29	改正	公正	有	○	有	-	12/18
		158	輸送機械	919	951	+32	改正	公正	有	○	有	-	12/28
		159	百貨店	750	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		160	自動車(新車)小売	904	932	+28	改正	協約	有	○	有	-	12/11
岡山	892	161	窯業(耐火物)	940	954	+14	改正	公正	有	○	有	-	12/30
		162	鉄鋼	985	1,010	+25	改正	協約	有	○	有	-	12/4
		163	一般機械	952	972	+20	改正	公正	有	○	有	-	12/29
		164	電気機械	904	932	+28	改正	公正	有	○	有	-	12/30
		165	輸送機械(自)	936	956	+20	改正	公正	有	○	有	-	12/10
		166	輸送機械(船)	980	1,003	+23	改正	協約	有	○	有	-	12/28
		167	各種商品小売	893	910	+17	改正	公正	有	○	有	-	12/11
広島	930	168	鉄鋼	995	1,024	+29	改正	協約	有	○	無	○	12/31
		169	金属製品	944	969	+25	改正	公正	有	○	無	○	12/31
		170	一般機械	958	984	+26	改正	公正	有	○	無	○	12/31
		171	電気機械	924	953	+29	改正	協約	有	▲	無	▲	12/31
		172	輸送機械(自)	938	964	+26	改正	協約	有	▲	無	▲	12/31
		173	輸送機械(船)	977	999	+22	改正	公正	有	▲	無	▲	12/31
		174	各種商品小売	903	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		175	自動車小売	930	958	+28	改正	公正	有	○	無	○	12/31
山口	888	176	鉄鋼・非鉄金属	995	1,024	+29	改正	協約	有	○	有	-	12/15
		177	電気機械	921	948	+27	改正	協約	有	○	有	-	12/15
		178	輸送機械	965	985	+20	改正	協約	有	○	有	-	12/15
		179	百貨店	875	907	+32	改正	協約	有	○	有	-	12/15
徳島	855	180	木材	876	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		181	一般機械	945	977	+32	改正	公正	有	○	有	-	12/21
		182	電気機械	911	942	+31	改正	公正	有	○	有	-	12/21
香川	878	183	食品	849	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		184	一般機械	970	1,000	+30	改正	公正	有	○	有	-	12/15
		185	電気機械	913	942	+29	改正	公正	有	○	有	-	12/15
		186	輸送機械(船)	980	1,003	+23	改正	公正	有	○	有	-	12/30
愛媛	853	187	製紙	951	977	+26	改正	公正	有	○	有	-	12/25
		188	一般機械	957	963	+6	改正	協約	有	○	有	-	12/25
		189	電気機械	921	947	+26	改正	協約	有	○	有	-	12/25
		190	輸送機械(船)	962	985	+23	改正	公正	有	○	有	-	12/25
		191	各種商品小売	822	854	+32	改正	公正	有	○	有	-	12/25
高知	853	192	電気機械①	793	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		193	一般貨物	910	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
福岡	900	194	鉄鋼	980	1,010	+30	改正	協約	有	○	有	-	12/10
		195	電気機械	947	977	+30	改正	協約	有	○	有	-	12/10
		196	輸送機械	957	987	+30	改正	協約	有	○	有	-	12/10
		197	百貨店	897	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		198	自動車(新車)小売	959	987	+28	改正	協約	有	○	有	-	12/10
佐賀	853	199	陶磁器	822	854	+32	改正	公正	有	○	有	-	12/16
		200	一般機械	896	929	+33	改正	公正	有	○	有	-	12/30
		201	電気機械	867	900	+33	改正	協約	有	○	有	-	12/24
長崎	853	202	一般機械	875	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		203	電気機械	864	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		204	輸送機械(船)	875	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
熊本	853	205	電気機械	863	896	+33	改正	協約	有	○	有	-	12/15
		206	輸送機械	902	931	+29	改正	協約	有	○	有	-	12/15
		207	百貨店	796	855	+59	改正	協約	有	○	有	-	12/15
大分	854	208	鉄鋼	981	1,010	+29	改正	協約	有	○	有	-	12/25
		209	非鉄金属	936	965	+29	改正	協約	有	○	有	-	12/25
		210	電気機械	864	896	+32	改正	公正	有	○	有	-	12/25
		211	輸送機械(自・船)	894	916	+22	改正	協約	有	○	有	-	12/25
		212	各種商品小売	716	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		213	自動車(新車)小売	872	902	+30	改正	公正	有	○	有	-	12/25
宮崎	853	214	食品	678	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		215	電気機械	831	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		216	各種商品小売	705	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		217	自動車(新車)小売	858	890	+32	改正	協約	有	○	有	-	12/14
鹿児島	853	218	電気機械	842	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-
		219	百貨店	693	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		220	自動車(新車)小売	872	902	+30	改正	協約	有	○	有	-	12/22
沖縄	853	221	食品(畜)	683	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		222	食品(糖)	769	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		223	食品(飲)	686	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		224	新聞	853	879	+26	改正	公正	有	○	有	-	11/17
		225	各種商品小売	770	-	-	改正	公正	無	-	-	-	-
		226	自動車(新車)小売	770	-	-	改正	協約	無	-	-	-	-

(注) 採決状況欄 ○：全会一致、●：使用者側反対(◎：一部反対)、▲：労働者側反対(△：一部反対)、■：使用者側全員退席、▼：労働者側全員退席

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施状況

1. 働き方改革推進支援センター相談件数及び専門家派遣件数

年 度	専門家派遣	相談件数	備 考
平成30年度	221件	109件	(内訳) 非公表
令和元年度	230件	133件	(内訳) 非公表
令和2年度	222件	405件	(内訳) 非公表
令和3年度	480件	517件	(内訳) 非公表
令和4年度※	333件	462件	※1月末現在 (内訳) 非公表

山形労働局 雇用環境・均等室

2. 業務改善助成金申請数

年 度	申 請 件 数	備 考
平成30年度	32件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表
令和元年度	14件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表
令和2年度	16件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表
令和3年度	69件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表
令和4年度※	74件 (うち特例コース24件)	※2月末現在 全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表

山形労働局 雇用環境・均等室

3. キャリアアップ助成金計画認定件数及び支給決定件数

年 度	計画認定件数	支給決定件数	備 考
平成30年度	244件	560件	
令和元年度	196件	296件	
令和2年度	173件	326件	
令和3年度	253件	296件	
令和4年度※	172件	291件	※2月末現在

山形労働局 職業安定部 職業対策課

令和5年 2月20日

山形労働局長 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

氏名 JAM南東北山形県連絡会
会長 納富 聡
住所 天童市久野本 4-15-20
電話 023-658-8085

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、納富聡は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金においては、同種の基幹労働者について特定（産業別）最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、山形県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。
- 3 申出の時期
令和5年7月中旬

以上



令和5年 2月20日

山形労働局長 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

氏名 電機連合山形地域協議会
議長 柿崎 隆英
住所 山形市木の実町12-37
大手門パルズ4F
電話 023-615-8177

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、柿崎隆英は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金においては、同種の基幹労働者について特定（産業別）最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、山形県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。
- 3 申出の時期
令和5年7月中旬

以上



令和5年 2月20日

山形労働局長 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

氏名 JAM南東北山形県連絡会
会長 納富 聡
住所 天童市久野本 4-15-20
電話 023-658-8085

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、納富聡は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

2 申出の理由等

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金においては、同種の基幹労働者について特定（産業別）最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、山形県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和5年7月中旬

以上



令和5年 2月20日

山形労働局長 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

氏名 自動車総連山形地方協議会
議長 佐藤 篤志
住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-5-22
宮城野センタービル2F 日産労連内
電話 022-292-0375

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、佐藤篤志は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
山形県自動車整備業最低賃金
- 2 申出の理由等
山形県自動車整備業最低賃金においては、同種の基幹労働者について特定（産業別）最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、山形県内における当該整備業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。
- 3 申出の時期
令和5年7月中旬

以上



特定（産業別）最低賃金適用事業所数及び適用労働者数

(平成28経済センサス)

令和4年12月1日現在

特定（産業別） (日本標準産業分類による)	適用事業所数	労働者数	年齢・業務等 除外者数	適用労働者数
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	70	2,495	89	2,406
E252、E253、E2596、E2621の一部、E2652、E2693 《除くもの（E2532の一部、E2535）》	1	2	40	-38
	71	2,497	129	2,368
E252 ポンプ・圧縮機器製造業				
E253 一般産業用機械・装置製造業	53	1,859		
(除くものE2532の一部) (エレベータ・エスカレータ製造業のうち家庭用エレベータ製造業)				
(除くものE2535) (冷凍機・温湿調整装置製造業)	1	2		
E2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業	54	1,861		
E2621 建設機械・鉱山機械製造業(建設用クレーン製造業に限る)	0	0		
	0	0		
	0	0		
E2652 化学機械・同装置製造業	6	324		
	0	0		
	6	324		
E2693 真空装置・真空機器製造業	10	310		
	0	0		
	10	310		
E250 管理、補助的経済活動を行う事業所 E260 (但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業の事業所)	1	2		
	0	0		
	1	2		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	329	20,316	3,462	16,854
E28、E29、E30 《除くもの（E293、E295、E2973の一部、E299）》	-4	-80	875	-955
	325	20,236	4,337	15,899
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	138	11,508		
	-1	-11		
	137	11,497		
E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	116	3,820		
E292 産業用電気機械器具製造業	-2	-30		
	114	3,790		
E294 電球・電気照明器具製造業	13	496		
	0	0		
	13	496		
E296 電子応用装置製造業	9	311		
	0	0		
	9	311		
E297 電気計測器製造業	8	481		
(除くものE2973の一部) (医療用計測器製造業の一部)	0	0		
	8	481		
E290 管理、補助的経済活動を行う事業所 (但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業の事業所)	1	11		
	0	0		
	1	11		
E30 情報通信機械器具製造業	44	3,689		
	-1	-39		
	43	3,650		
自動車・同附属品製造業	107	5,152	261	4,891
E311 (E310 管理、補助的経済活動を行う事業所を含む)	3	95	76	19
	110	5,247	337	4,910
自動車整備業	1,029	3,584	417	3,167
R89 (R890 管理、補助的経済活動を行う事業所を含む) 【I591の一部、H43の一部、H44の一部を含む】 (※自動車分解整備の業務に従事する者に限る。)	-2	-30	-32	2
	1,027	3,554	385	3,169
合 計	1,535	31,547	4,229	27,318
	-2	-13	959	-972
	1,533	31,534	5,188	26,346

* 特定(産業別)名、産業分類番号・名は、平成20年4月から適用の日本産業分類に基づく表記。

各欄の「上段」の数値・・・前年度の数値
各欄の「中段」の数値・・・増減数
各欄の「下段」の数値・・・本年度の数値

山形地方最低賃金審議会日程(令和2年度～令和5年度予定)

※ ○数字は開催回数

区 分	(参考) 令和2年度	(参考) 令和3年度	(参考) 令和4年度	令和5年度予定 事務局案	備 考
本 審					
会長・会長代理選出等		① 6.23(水)		① 6月下旬～7月上旬	
地域最賃改正諮問	① 7.2(木)	① 6.23(水)	① 6.28(火)	① 6月下旬～7月上旬	
地域最賃意見聴取	② 7.28(火)	② 7.26(月)	② 7.29(金)	② 7月下旬	
地域最賃目安伝達	② 7.28(火)	② 7.26(月)	8.3地賃専門 部会にて伝達	② 7月下旬	中賃目安答申後
地域最賃答申	③ 8.7(金)	③ 8.6(金)	③ 8.10(水)	③ 8月上旬	10月上旬発効
特定最賃必要性諮問	③ 8.7(金)	③ 8.6(金)	③ 8.10(水)	③ 8月上旬	
特定最賃必要性審議	③ 8.7(金)	③ 8.6(金)	③ 8.10(水)	③ 8月上旬	
地域最賃異議申出審議	④ 8.25(火)	④ 8.24(火)	④ 8.26(金)	④ 8月下旬	答申内容公示後15日経過後
特定最賃必要性審議	④ 8.25(火)	④ 8.24(火)	④ 8.26(金)	④ 8月下旬	
特定最賃必要性答申	④ 8.25(火)	④ 8.24(火)	④ 8.26(金)	④ 8月下旬	
特定最賃改正諮問	④ 8.25(火)	④ 8.24(火)	④ 8.26(金)	④ 8月下旬	
特定最賃答申	⑤ 10.26(月)	⑤ 10.25(月)	⑤ 10.26(水)	⑤ 10月下旬	10.25まで答申12.25指定発効
特定最賃意向表明	⑥ 3.11(木)	⑥ 3.17(木)	⑥ 3.17(金)	⑥ 3月中旬	
地域最賃専門部会					
部会長・部会長代理選出等	① 7.21(火)	① 7.20(火)	① 7.25(月)	① 7月下旬	
金額審議	② 7.29(水)	② 7.27(火)	② 8.1(月)	②	第2回本審後の日程で開催
	③ 7.31(金)	③ 7.28(水)	③ 8.3(水)	③	
	④ 8.4(火)	④ 7.30(金)	④ 8.5(金)	④	
	⑤ 8.6(木)	⑤ 8.2(月)	⑤ 8.8(月)	⑤	
	⑥ 8.7(金)	⑥ 8.4(水)	⑥ 8.9(火)	⑥	
		⑦ 8.6(金)			
特定(産業別)最賃専門部会					
合同専門部会	① 9.24(木)	① 9.28(火)	① 9.27(火)	① 9月下旬	
一般機械	② 9.25(金)	② 9.29(水)	② 10.6(木)	②	合同後答申 日までの間
	③ 10.12(月)	③ 10.8(金)	③ 10.18(火)	③	
	④ 10.21(水)	④ 10.18(月)	④ 10.20(木)	④	
電気機械	② 10.8(木)	② 9.29(水)	② 10.6(木)	②	合同後答申 日までの間
	③ 10.19(月)	③ 10.12(火)	③ 10.12(水)	③	
	④ 10.22(木)	④ 10.20(水)	④ 10.19(水)	④	
自動車・同附属品	② 10.2(金)	② 10.6(水)	② 9.28(水)	②	合同後答申 日までの間
	③ 10.13(火)	③ 10.11(月)	③ 10.12(水)	③	
	④ 10.22(木)	④ 10.22(金)	④ 10.17(月)	④	
自動車整備	② 9.28(月)	② 10.5(火)	② 10.5(水)	②	合同後答申 日までの間
	③ 10.7(水)	③ 10.11(月)	③ 10.17(月)	③	
	④ 10.20(火)	④ 10.19(火)	④ 10.21(金)	④	

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月6日(金)発効とするためには、8月10日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月25日(月)発効とするためには、10月25日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		12月4日(月)		1月3日(水)

山形県の最低賃金

【発効日：令和4年10月6日】

時間額

854円

32円
UP
↑

特定(産業別)最低賃金【発効日：令和4年12月25日】

ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業

時間額 919円31円UP

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 903円31円UP

自動車・同附属品製造業

時間額 919円31円UP

自動車整備業
(自動車分解整備の業務に従事する者に限る)

時間額 923円31円UP



☆最低賃金引上げの環境整備のための支援措置

業務改善助成金《問合せ先》業務改善助成金コールセンター

(0120-366-440 受付時間:平日8:30~17:15)

キャリアアップ助成金《問合せ先》山形労働局 職業安定部 職業対策課 (023-626-6101)

【山形働き方改革推進支援センター】《問合せ先》0800-800-3552

社会保険労務士などの専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、アドバイスを行います。

【最低賃金・最低工賃に関するお問合せ】

山形労働局労働基準部賃金室 TEL (023) 624-8224・最寄りの労働基準監督署へ!

■山形労働基準監督署 TEL (023) 624-6211

■庄内労働基準監督署 TEL (0235) 22-0714

■米沢労働基準監督署 TEL (0238) 23-7120

■新庄労働基準監督署 TEL (0233) 22-0227

■村山労働基準監督署 TEL (0237) 55-2815

☆特定（産業別）最低賃金の適用範囲について

特定（産業別）最低賃金の件名	適用する使用者の範囲	適用除外労働者 この欄に掲げる労働者は、山形県最低賃金が適用になります。
<p>ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業</p> <p>時間額：919円</p>	<p>ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者</p>
<p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</p> <p>時間額：903円</p>	<p>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>イ 清掃、片付け又は賄いの業務</p> <p>ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務</p> <p>ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務</p>
<p>自動車・同附属品製造業</p> <p>時間額：919円</p>	<p>自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者</p>
<p>自動車整備業 （自動車分解整備の業務に従事する者に限る。）</p> <p>時間額：923円</p>	<p>自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条の自動車特定整備事業（道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うものに限る。）を営む使用者</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p>

【注】次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

(1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等） (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） (3) 時間外割増、休日割増および深夜割増賃金

(4) 精皆動手当、通勤手当および家族手当

※ 日給（月給）の場合 → 日給（月給）÷1日（1か月）の平均所定労働時間＝時間換算額≥最低賃金額（時間額）

☆最低賃金引上げの環境整備のための支援事業

◎業務改善助成金

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。中小企業等で100人以下の規模、かつ事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場において、生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）等を行う場合に対象となります。

支給の要件は、①事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後3月を経過していること）の賃金を30円以上引き上げる計画を策定し、交付申請後に賃金引上げを行うこと。※ 引上げ後の賃金額が、事業場内の最低賃金となる必要があります。②計画に沿って生産性向上のための設備・器具等を導入し、その費用を支払うこと。※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、通常の事業活動に伴う経費等は対象外となりますが、生産性向上の効果が認められる場合は、PC、スマートフォン、タブレットの他、自動車等も対象となります（生産量要件に該当する場合。）。

なお、賃金引上げ後でも活用いただける「特例コース」もあります。

詳しい内容については、担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ先】業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440 又は 山形労働局 雇用環境・均等室 ☎023-624-8228

◎キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

支給要件等の詳しい内容については、担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ先】山形労働局 職業安定部 職業対策課 ☎023-626-6101 又は 最寄りのハローワーク

◎働き方改革推進支援センター

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間等の労務管理や賃金制度等の見直し、労働関係助成金の活用などについて社会保険労務士などの専門家が相談に応じます。

【山形働き方改革推進支援センター】 ☎0800-800-3552（山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階）

賃金引き上げ 特設ページを開設!



この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介



CASE 1

株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を發揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 東京都台東区駒形
- 従業員数: 833名(2022年4月現在)



CASE 2

岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組む、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めている年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 長野県岡谷市
- 従業員数: 34名(2022年12月現在)



主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ
助成金

3

働き方改革
推進支援センター

その他にも
様々な支援策を
ご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

お申込みは
こちら

